

製造請負基本契約書（案）

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「甲」という。）と請負者●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間において、平成26年度新国立劇場オペラ公演ちらし・ポスター等印刷物の製造（以下「本件製造」という。）について、次の通り請負基本契約を締結する。

（請負）

第1条 甲は、乙に対し、本件製造を依頼し、乙は、これを完成することを受諾する。

（契約期間）

第2条 本件製造の契約期間は、平成26年●●月●●日から平成27年3月31日までとする。

（製造物）

第3条 乙は、本件製造の目的物（以下「本件製造物」という。）を、別紙仕様書に基づいて完成するものとし、その資材一切は乙において調達する。

（請負代金）

第4条 本件製造の請負代金は、演目毎に甲が指示する仕様について、乙が別紙参考見積書に基づき費用を見積もり、甲の承認を得た上で甲に請求する。甲は、乙の請求書を受領した日の翌月末までに、乙の指定する口座に代金を振込支払うものとする。

（権利譲渡、下請等の禁止）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を甲の許可なく他に譲渡、承継させてはならない。

2 乙は、本件製造物の一部を第三者に請け負わせる場合は、当該第三者及び請負わせる内容を、事前に甲に明示し、許可を得なければならない。

（検査・引き渡し）

第6条 甲は、乙が完成した本件製造物が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認したときは、その引き渡しを受ける。

2 乙が完成した本件製造物が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを補修し、再度甲の検査を受けるものとする。

（引渡場所）

第7条 本件製造物の引渡しは、別紙仕様書に記載する場所において行うものとする。

（所有権の移転）

第8条 本件製造物の所有権は、引渡しにより乙から甲に移転する。

（危険負担）

第9条 本件製造物が、引渡し前に滅失毀損したときその他引渡しまでの一切の危険は、甲の責任による場合を除くほか、全て乙の負担とする。

（請求書）

第10条 乙は、請負代金の請求書を、甲の営業部観客サービス課に送付するものとする。

（契約保証金）

第11条 甲は乙に対し、本契約の締結につき契約保証金の納付を免除する。

(瑕疵担保)

第 12 条 本件製造物に瑕疵のあることが判明したときは、甲は、引渡しを受けた日から 1 年以内に限り、乙に対し瑕疵の修補又はこれに代わる損害賠償もしくは瑕疵の修補とともに損害賠償を請求することができる。

(秘密保持)

第 13 条 乙は、本件製造をなすにあたって知り得た甲の秘密、情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 本件製造をなす能力を失ったとき。
- (3) 甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(損害賠償)

第 15 条 前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第 16 条 甲と乙とは、本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約の更新)

第 17 条 本契約期間の満了する 1 ヶ月前までに両当事者に異議なき場合、本契約は 1 年単位で更新できるものとし、その更新期限は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

- (2) 契約の更新にあたり、両当事者は仕様書の内容について合意しなければならない。

(協議事項)

第 17 条 この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通ずつを保有するものとする。

平成 26 年 月 日

甲 東京都渋谷区本町 1-1-1
公益財団法人新国立劇場運営財団
理 事 長 福 地 茂 雄

乙

仕 様 書

1. 業務内容

(1) 委託業務

平成26年度新国立劇場オペラ公演（シーズン公演10演目）ポスター・ちらしデザイン・印刷

(2) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（ただし、双方合意のもと平成29年度まで契約を1年単位で延長することができるものとする）

(3) 請負代金

下記の仕様の条件のもとで、各演目毎100万円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、委託業務の実施に必要な費用（デザイン、レイアウト、校正、印刷等）をすべて含むものとする。

(4) 請負代金の支払

この業務委託の代金は、公益財団法人新国立劇場運営財団総務部会計課より、各演目ごとの請求書が届いた日の翌月末までに支払うものとする。

2. 各演目共通仕様

(1) 規格・用紙

①ポスター B1表面のみ 4色 マットコート 四六判135kg 以上

②チラシ A4判両面（表4色+裏4色） マットコート 四六判90kg 以上

（ただし演目によってはA3 2つ折（仕上りA4判）の場合あり）

- ・25年度新国立劇場オペラ公演で使用されたポスター・チラシと同等かそれ以上の品質・白色度・剛度・発色と光沢を持つものを使用する
- ・チラシラックに入れても曲がらない紙質

(2) 発行予定部数 ポスター 60部

チラシ 100,000部

- ・実際の印刷枚数は演目毎に指定する。

(3) スケジュール

新国立劇場と調整し定めたスケジュールに基づき、業務を遂行すること。

基本データの支給から納品まで6週間以内とする。

(4) 色校正

色校正 2回（ポスター・チラシともに）

- ・色校は各3部出校のこと（複写物不可）。
- ・色校でも文字やデザインに修正が入るので、その場合、データを差し替えて再度色校又はコンセ（プリンタ出力）を出校する。
- ・色校は芸術監督の納得するまで、何回も繰り返し出校する。

(5) 納品

指定の納期を厳守し、新国立劇場営業部の他、計5箇所（都内プレイガイド・ちらし折込業者）に速やかに納品する。ただし、ポスターは新国立劇場へ一括納品とする。

- ① 原則として1,000部を1梱包とする
 - ② 1演目につき、500部は三ツ折で納品する
 - ③ 汚損等により納品を受け入れられない場合、刷り直しを行い速やかに納品できるよう責任を持って処置すること
 - ④ 直前の修正や汚損等で刷り直す場合でも納期を厳守し、夜、土曜日の業務にも対応できること
- 4 ⑤納品後、ポスター表面の印刷データを新国立劇場営業部に納品する（コピー可）

3. デザインについて

- (1) 新国立劇場ロゴ、スポンサーロゴ、出演者写真、文字原稿を支給する。
- (2) 再演演目については、過去の舞台写真を支給する。
- (3) デザインに写真、絵画、画像等の素材を使用する場合は、請負者が適切に著作権処理を行うものとし、また著作権使用料は請負代金に含まれるものとする。
- (4) ポスターデザインはちらしデザインを基本的に流用する。
- (5) デザイン案は各演目ごとに3点以上提出すること。芸術監督及び新国立劇場営業部の納得がいくまで何度も再提出及び修正を求める場合がある。

4. その他

- (1) その他この仕様書の変更及び仕様書に定めない事項については、発注者及び請負者の双方が協議の上決定するものとする。
- (2) ちらしのデザインを利用したプログラム表紙入稿データ、新聞・雑誌広告用入稿データの製作を、別途依頼することがある。

以上